夜間対応型訪問介護　チェック表

番号	必要書類	摘要	チェック欄
1	チェック表		
2	指定申請書	備考を参照し、必要事項を記載してください。	
	指定更新申請書	備考を参照し、必要事項を記載してください。	
3	事業所の指定に係る記載事項	該当するものを選び、備考を参照し、必要事項を記載してください。	
4	申請者の登記事項証明書又は条例等	①現在事項全部証明書の原本を添付してください。 ②条例にあっては、公布したものの写しを添付してください。	
5	従業者の勤務の体制及び勤務形態	①＜備考＞を参照のうえ、勤務形態一覧表を作成してください。 ②「職種」欄には「管理者」「オペレーター」「面接相談員」「訪問介護員」等記載してください。	
6	事業所に係る組織体制図	同一法人内の事業所等（介護保険サービス、有料老人ホームなど）間の従業者の兼務の状況がわかるように作成してください。	
7	オペレーターの経歴書 （オペレーションセンターを設置する場合のみ）	①備考を参照し、必要事項を記載してください。 ②オペレーターについては、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であることを証する書類の写しを添付してください。 ③サービス提供責任者として３年以上従事した者をオペレーターとして充てる場合には、サービス提供責任者としての経歴が分かるよう記載し、有している資格証等の写しを添付してください。	
8	事業所の従業者等の資格を有することを証する書類	・「面接相談員」については、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員等であることを証する書類の写しを添付してください。 ・「訪問介護員」については、介護福祉士登録証、旧介護職員基礎研修、旧訪問介護養成研修１～２級課程、介護職員初任者研修の修了証書等の写しを添付してください。 ※大分県では、看護師及び准看護師は、介護職員初任者研修（旧訪問介護員養成研修１級課程修了者）と同等として取り扱っています。この場合は、介護職員初任者研修の修了書を大分県に申請し、認定証書を添付していただくことになります。	
9	事業所の位置図	事業所の位置がわかる書類（住宅地図等で可）を添付してください。	
10	事業所の平面図	①事業所の各室の用途及び面積を明示した平面図を添付してください。（事務室、相談室、手洗い等） ②他の事業と共用で使用する室等がある場合は、専用部分、共用部分の色分けをするなど当該事業を行うための区画を明確にしてください。	
11	事業所の設備の概要	必要事項を記載し、該当する書類を添付してください。 オペレーションセンター、ケアコール端末等の詳細が分かる書類等を添付してください。 ※オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンターサービスの詳細が分かる書類を添付してください。	
12	事業所の写真	遠景から施設を撮影し、事業所の各室等（特に設備基準に規定している事務室、相談室、手洗い場等）ごとに撮影してください （同じ構造である室等は１カ所のみ撮影してください。）。 注：写真に番号を付し、写真撮影位置が分かるよう平面図に記入してください（記入例：①→）	

13	運営規程	以下を参照の上、作成してください。 （参考）運営規程において定めるべき事項（大分市条例参照） 1）事業の目的及び運営の方針 2）従業者の職種、員数及び職務の内容 3）営業日及び営業時間 4）指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 5）通常の事業の実施地域 6）緊急時における対処方法 7）合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8）苦情処理に関する事項 9）虐待防止に関する事項 10）その他運営に関する重要事項	
14	事業所設置地域の同意に関する状況	備考を参照し、必要事項を記載してください。	
15	介護保険法に伴う誓約書	参考様式９に、申請者及び役員・管理者等が誓約内容を確認したうえで、作成してください。	
16	大分市暴力団排除条例に伴う誓約書	申請者及び役員・管理者等が誓約内容を確認したうえで、作成してください。	
17	サービス費の請求に関する書類	加算等の届出についてをご覧ください。	
18	重要事項説明書	利用申込者又はその家族への説明にあたり、サービスの概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等を記載した説明書等を作成してください。	
19	老人福祉法による届出	必要事項を記載してください。	
20	業務管理体制に係る届出	必要事項を記載してください。	